

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日および令和元年10月1日より消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度河内町一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途については、以下のとおりです。

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

66,698 千円

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国 県 支出金	その他		うち地方消費税交付金の社会保障財源化分
社会保険	国民健康保険	61,228	42,860	0	18,368	2,400
	介護保険	373,305	326,310	0	46,995	6,141
	後期高齢者医療	157,694	20,074	0	137,620	17,983
社会福祉	児童福祉	354,094	97,224	8,500	248,370	32,456
	老人福祉	6,871	0	0	6,871	898
	障害者福祉	9,662	7,826	0	1,836	240
	医療福祉	39,572	18,391	0	21,181	2,768
保健衛生	保健総務	7,288	0	0	7,288	952
	母子健康指導	3,620	60	0	3,560	465
	疾病予防	12,499	0	0	12,499	1,633
	健康づくり	5,832	0	0	5,832	762
合計		1,031,665	512,745	8,500	510,420	66,698

※事務費及び人件費は事業費から除外しています。